

生 活 保 護 に つ い て

生活保護とは、生活に困っている人で、次に示す事柄を活用してもなお生活していけない時に、その世帯に対し、その不足分を補うことによって、最低限度での生活を保障し、一日も早く自力で生活できるよう援助する制度です。

生活保護の調査内容と決定に関すること

① 稼働能力の活用

- ◆ 働ける能力がある人はその能力に応じて働く必要があります。
- ◆ 病気で働けない人は、必要に応じて医師の診断を受けていただきます。

② 資産の活用

- ◆ 生活に直接関係のない土地・家屋、貴金属や自動車、生命保険等の資産は、売却などして、生活費に充てていただくことがあります。
- ◆ 預貯金は生活費に充てていただきます。

③ 他法・他施策の活用

- ◆ 他の法律や制度で給付が受けられる時は、その制度を優先して受けていただきます。

《年金・手当》 国民年金、厚生年金、雇用保険の失業給付、児童扶養手当など

《医療制度》 社会保険、高額療養費制度、自立支援医療制度、母子家庭等医療費助成制度

などで受けることができる医療費の援助

《その他》 住居確保給付金、生活福祉資金の利用を検討します。

*生活福祉資金の相談は、福井市社会福祉協議会（TEL0776-26-1853）まで

④ 扶養義務者からの援助

- ◆ 親や子ども、兄弟姉妹などの扶養義務者からの援助を受けることができる場合は援助を優先していただきます。（民法第877条）
- ◆ DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には親族への照会を見合わせることもあるため、事前に相談して下さい。

生活保護を受けられない人

- ◆ 暴力団員は生活保護を受けることができません。
- ◆ 生活保護の開始決定後、暴力団員であると判明した場合は保護が廃止され、その間に受けた保護費は全額返還を求めます。

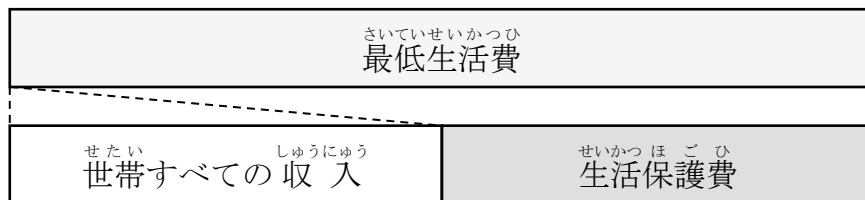
次に、生活保護申請後の調査などについてご説明します。

保護申請後の調査について

- ◆ 裏面の①から④に関する調査を官公署、銀行、雇用主、扶養義務者などに対して行います。
- ◆ 生活状況を確認するため家庭訪問を行います。
- ◆ 生活保護の要否を速やかに決定する為、必要書類の提出にご協力ください。
- ◆ これらの調査は、生活保護の決定後において、必要があるときにも調査を行うことがあります。あらかじめご了承ください。

生活保護費の決め方

- ◆ 最低生活費は、あなたの家族構成や人数、年齢などによって、国が定めています。
- ◆ あなたの世帯全ての収入を比べて、最低生活費より収入が少ないときにその不足分を支給します。収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。
- ◆ 収入とは、給料、手当、仕送り、年金、恩給、保険金などのことです。そのため、収入の種別に応じて、定期的に申告をいただきます。



福井市役所生活支援課（別館3階）

〒910-8511 福井市大手3丁目10-1 TEL0776-20-5404

担当